

へいせい ねん がつ  
平成24年4月から、

ち い き い こ う し え ん

# 地域移行支援、

ち い き て い ち ゃ く し え ん

# 地域定着支援

はじ  
が始まりました。



たいいん たいいんご ちいきせいかつ  
あなたの退院と退院後の地域生活を

ちいき さぽーと  
地域でサポートします。

# ちいきいこうしえん ○ 地域移行支援とは

し せつ にゆうしよしょうがいしゃ      せいしんかびょういん      にゆういん      せいしんしやうがいしゃ      たい      じゆうきよ      かくほ      た  
施設入所障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保やその他の

ちいきせいかつ      いこう      そうだん      しえん      おこな  
地域生活に移行するための相談、支援などを行います。

## ○ 支援内容は？

- にちちゆうす      ば      けんがく      たいけんりよう  
日中過ごす場の見学・体験利用。
- がいはく      ひとりぐ      たいけんしゆくはく  
外泊、一人暮らしやグループホームの体験宿泊。
- す      さが      にゆうきよ      てつづ      たいいんご      ひつよう      せいかつようひん      じゆんびとう      しえん  
住まい探し、入居の手続き、退院後に必要な生活用品の準備等の支援。
- たいいんご      せいかつ      かく      せいかつほ      ご      ふくし      しんせい  
退院後の生活に関わる生活保護、福祉サービスの申請など。



## ○ どんな人が利用できるの？

- せいしんかびょういん      ねんいじょうにゆういん      せいしんしやうがいしゃ      しょうじょう      あんてい      もの  
精神科病院に1年以上入院している精神障害者で症状が安定している者。
- とく      しえん      ひつよう      にゆういんき      かん      ねんみまん      せいしんしやうがいしゃ      しょうじょう      あんてい      もの  
特に支援の必要な入院期間1年未満の精神障害者で症状が安定している者。
- しょうがいしやえんしせつ      じどうふくし      しせつ      また      りょうようかい      ご      おこな      びょういん      にゆうしよ      しょうがいしや  
障害者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者。



## ○ 利用期間は？

- げつ      ない      ひつよう      おう      しちやうそん      みと      ばあい      こうしん  
6か月以内。（必要に応じて市町村が認める場合は更新できます。）

# ちいきていちやくしえん ◇ 地域定着支援とは

きょたく      ひとりぐ      せいかつ      しょうがいしや      たい      じょうじ      れんらくたいせい      かくほ      きんきゆう      じたい  
居宅において一人暮らしなどで生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態

とう      そうだん      きんきゆうほうもん      しえん      おこな  
等に相談、緊急訪問などの支援を行います。

## ◇ 支援内容は？

- きんきゆうじ      と      とき      か      れんらくたいせい      ととの  
「もしも（緊急時）・・・」の時にすぐに駆けつけられるよう、連絡体制を整えます。
- きんきゆうじ      と      とき      すみ      きょたく      ほうもん      じょうじょう      かくにん      おこな  
「もしも（緊急時）・・・」の時は、速やかに居宅に訪問し、状況の確認を行います。  
その後、ご家族、関係機関への連絡、調整を行います。
- きんきゆういちじてき      いぼしよ      かくほ      ひつよう      ばあい      あんしん      す      かんきょう      ていきよう  
緊急一時的な居場所の確保が必要な場合は、安心して過ごせる環境を提供します。



## ◇ どんな人が利用できるの？

- きょたく      ひとり      せいかつ      きんきゆうじ      しえん      み      こ      じょうじょう      しょうがいしや  
居宅において一人で生活しているため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者。
- きょたく      どうきよ      かぞく      しょうがい      しつぺいと      きんきゆうじとう      しえん      み      こ  
居宅において同居している家族などが、障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者。



## ◇ 利用期間は？

- ねんい      ない      ひつよう      おう      しちやうそん      みと      ばあい      こうしん  
1年以内。（必要に応じて市町村が認める場合は更新できます。）

# サービスの使い方

## \*市町村

地域移行支援の場合、入院・入所前に住んでいた市町村になります。

1

### 相談

サービスを利用したい場合、市町村(\*)  
または相談支援事業者に相談しましょう。  
市町村の連絡先は次のページにあります。

2

### 申請

市町村に利用したいサービスの利用申込み  
をします。施設や病院のワーカーなど現在  
あなたを支援している方に手伝ってもら  
いましょう。

8

### モニタリング

決まった時期に、あなたの状況を確認して、  
サービス内容の見直しを行います。  
体の具合が変わったときなども、相談支援  
専門員などに気軽に相談して下さい。

3

### サービス等利用計画 案の作成依頼

あなたの目標達成のために必要なサービスの  
利用方法等について計画を立てます。計画  
相談を行う指定特定相談支援事業者に  
サービス等利用計画案の作成を依頼します。

7

### 会議・サービスの利用

あなたを支援する方が集まり、必要な支援の  
話し合いをします。指定一般相談支援事業者  
が個別支援計画を作成し、この計画に基づ  
き、地域生活体験などの支援を受けます。

4

### 調査・意向確認

市町村の認定調査員があなたの状況や想  
いを伺います。あなたのことをよく知っ  
ている家族やお医者さんなどにもお話を  
伺う場合もあります。

6

### 給付決定・契約

サービスが使える場合、市町村から受給者証  
が届きます。あなたの気に入った指定一般  
相談支援事業者を選び、契約をします。契約  
内容は詳しく説明してもらいましょう。

5

### サービス等利用計画 案の提出

指定特定相談支援事業者が作成した  
サービス等利用計画案を市町村に提出  
します。  
提出は代理で行うことも可能です。

## 沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業

沖縄県では、精神障害者支援体制の整備を推進するため、北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの障害福祉圏域に障害者相談支援業務及び精神保健福祉に精通する地域体制整備コーディネーターを一人ずつ配置しています。



ちいさいこうしえん ちいきていちゃくしえん かん と あ さき  
**地域移行支援・地域定着支援に関するお問い合わせ先**

- していっばんそうだんしえん しぎょうしゃ れんらくさき しちようそん と あ 指定一般相談支援事業者（連絡先は市町村にお問い合わせ下さい。）
- しちようそんしやうがいふくしき - ひすたんとうか 市町村障害福祉サービス担当課

障害福祉圏域	市町村担当課	電話番号
北 部	名 護 市 社 会 福 祉 課	0980-53-1212 (代表)
	国 頭 村 福 祉 課	0980-41-2765
	大 宜 味 村 住 民 福 祉 課	0980-44-3003
	東 村 福 祉 保 健 課	0980-43-2202
	今 帰 仁 村 福 祉 保 健 課	0980-56-4189
	本 部 町 福 祉 課	0980-47-2165
	伊 江 村 福 祉 保 健 課	0980-49-3160
	伊 平 屋 村 住 民 課	0980-46-2142
中 部	伊 是 名 村 住 民 福 祉 課	0980-45-2819
	宜 野 湾 市 障 が い 福 祉 課	098-893-4411 (代表)
	沖 縄 市 障 が い 福 祉 課	098-939-1212 (代表)
	う る ま 市 障 が い 福 祉 課	098-973-5452
	宜 野 座 村 健 康 福 祉 課	098-968-3253
	恩 納 村 福 祉 健 康 課	098-966-1207
	金 武 町 保 健 福 祉 課	098-968-3559
	読 谷 村 福 祉 課	098-982-9209
	嘉 手 納 町 福 祉 課	098-956-1111 (代表)
	北 谷 町 福 祉 課	098-936-1234 (代表)
南 部	北 中 城 村 福 祉 課	098-935-2233 (代表)
	中 城 村 福 祉 課	098-895-2131 (代表)
	那 覇 市 障 が い 福 祉 課	098-862-3275
	浦 添 市 福 祉 課	098-876-1234 (代表)
	糸 満 市 社 会 福 祉 課	098-840-8130
	豊 見 城 市 障 が い ・ 長 寿 課	098-850-5320
	南 城 市 社 会 福 祉 課	098-946-8996
	西 原 町 介 護 支 援 課	098-945-5013
	与 那 原 町 福 祉 課	098-945-1525
	南 風 原 町 保 健 福 祉 課	098-889-4416
	八 重 瀬 町 社 会 福 祉 課	098-998-9598
	久 米 島 町 福 祉 課	098-985-7124
	渡 嘉 敷 村 民 生 課	098-987-2322
	栗 国 村 民 生 課	098-988-2017
	座 間 味 村 住 民 課	098-896-4045
渡 名 喜 村 民 生 課	098-989-2317	
宮 古	南 大 東 村 福 祉 民 生 課	09802-2-2036
	北 大 東 村 福 祉 衛 生 課	09802-3-4055
八 重 山	宮 古 島 市 障 が い 福 祉 課	0980-73-1975
	多 良 間 村 住 民 福 祉 課	0980-79-2623
	石 垣 市 障 が い 福 祉 課	0980-82-9947
	竹 富 町 介 護 福 祉 課	0980-82-6191
	与 那 国 町 長 寿 福 祉 課	0980-87-3575

沖縄県 福祉保健部 障害保健福祉課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL : 098-866-2190 FAX : 098-866-6916

平成24年9月作成  
WANPAG